

面目上該職、形式ニ變更セラル、コト
者ヲ選ビ工場主ニ交渉スルコト等ヲ協議レテ
午後九時三十分散會シタルが最早解雇職工等
ハ其行動ニシテ一般職工ニ對スル次第ナキト
共ニ四用ノ狀況及工場主ノ態度ニ鑑ニ到底月
的、貫徹ハ不可能ナリト斷念シタルス、即ち
於テハ便ニ衍筆ヲ見ズシテ遠カラズ解説スル
モノト認メラル、モ別統キ迄意中

解雇者氏名

龜木利三郎

篠原謙

小木三郎

片岡堅三

木村寅十郎

(以降)

申通報先(伊丹次郎内長)

趣意書

吾々勞働者加互助的團体を組織シて其境遇を
改善す社會的地位を向上せしめ左めに努力
せねばふらぬことは誰も希望シてゐるふとだ
よしてまた何人か考へてみることだそれだり
に何故ト勞働者は組合を持たないのである
ま左組合に入らかいつであるか世のあらゆる
職業者加各々組合を組織して自分等の職業の
變化進展に最も重大且つ直接に關係を有ス即
て貧困ある階級であるとあるの勞働者加組
合を組織せぬとは大正の七八不思議の一つ
すけれどからぬ